

彦根市特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)および利用勧奨業務委託仕様書

1 目的

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月法律第80号)第24条および特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令第157号)第6条、第7条、第8条に定めるところによる特定保健指導を円滑かつ効果的、効率的に実施し、特定保健指導の実施率向上を図ることを目的とする。

2 業務実施の基本的な考え方

- (1) 特定保健指導の実施にあたっては、生活習慣病は自覚のないまま進行すること、長年の生活習慣に起因すること、疾患の発症予測が可能であることをふまえ、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、実行可能な行動目標を対象者が自己決定でき、健康的な生活を維持できるように効率的・効果的な支援を行う。
- (2) 対象者が、保健指導を利用しやすい体制を整えるとともに、生活習慣病の自覚症状や危機感のない対象者が参加したいと思える保健指導プログラムの内容とし、保健指導の利用率の増加に努める。
- (3) 特定保健指導は、個々人の生活スタイルやニーズ、行動ステージをふまえて、経験のある各専門職の技術と熱量のもとに、質の高い効果が上がる保健指導を行う。
- (4) 特定保健指導の実施効果として、生活習慣病を早期予防(メタボリックシンドローム該当者および予備軍の減少)することを目指す。

3 業務名

彦根市特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)および利用勧奨業務委託

4 委託期間

契約締結日から令和7年11月30日まで

5 実施対象者

彦根市国民健康保険特定健康診査の階層化により、特定保健指導(動機付け支援及び積極的支援)の対象と判定された者。

※ただし、他の健康保険に加入した者は除く。

6 予定実施人数(あくまで予定人数であるため増減する可能性がある)

令和6年度	利用勧奨	474人	
令和6年度	初回面談予定人数		動機付け支援 94人、積極的支援 11人
令和6年度	実施完了予定人数		動機付け支援 59人、積極的支援 4人
令和7年度	利用勧奨	50人	
令和7年度	初回面談予定人数		動機付け支援 7人、積極的支援 1人
令和7年度	実施完了予定人数		動機付け支援 42人、積極的支援 8人

7 実施日時および実施場所

令和6年7月1日から令和7年11月30日までに3～4時間を60回程度
詳細な日時は契約締結後に協議し決定する。

実施場所はくすのきセンターとし、9時～17時までの間で実施する。

8 業務内容

業務内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」(令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局)および本仕様書に準ずるものとする。

(1) 事業の事前準備

- ①事業開始にあたっては特定保健指導に従事する職員の体制表および特定保健指導従事者報告書を作成し、提出する。
- ②特定保健指導に従事する職員(受託者の職員、彦根市健康推進課の職員)が円滑な業務遂行ができるよう、特定保健指導全般の企画や年間スケジュール等について、特定保健指導開始前に打ち合わせを実施する。
- ③特定保健指導プログラムの作成

[動機付け支援]

ア 動機付け支援の内容

対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣を振り返り、自分のこととして重要であることの認識を促すこと。その後、自身の生活習慣の改善点・伸ばすべき行動に気づき、生活習慣改善のための行動目標を自ら設定でき、すぐに実践(行動)・継続できる内容であること。

イ 支援形態

支援期間は3～6か月間とし、初回面接を行い、3～6か月後に面接または電話による評価を行う。利用者が継続して健康的な生活を送ることができるよう支援すること。

ウ 支援スタッフ

保健師または管理栄養士の資格を有する者が指導に当たるものとする。

[積極的支援]

ア 積極的支援の内容

対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣を振り返り、自分のこととして重要であることの認識を促すこと。その後、自身の生活習慣の改善点・伸ばすべき行動に気づき、定期的・継続的な支援により、生活習慣改善のための行動目標を設定し、目標達成に向けた実践(行動)に取り組ながら、保健指導終了後には、その生活習慣が継続できる内容であること。

イ 支援形態

支援期間は3～6か月間とし、初回面接を実施後、実践(行動)が継続できるように定期的・継続的に支援し、取組の工夫の確認や強化、継続が出来ていない場合はその理由の確認や目標の見直し等、利用者が継続して健康的な生活を送ることができるよう

支援(面接、電話もしくは通信による支援)を行うこと。

また、支援の結果として一定のアウトカムが得られるように、必要なプロセスを積み上げること。

ウ 支援スタッフ

保健師または管理栄養士の資格を有する者が指導に当たるものとする。

なお、初回面接から実施評価までの従事者は、可能な限り同じ従事者が実施すること。同じ従事者が実施できない場合は、統一的な実施計画および報告書を用いる等の情報共有を行い、連続性のある効果的な特定保健指導の実施に努めること。

④特定保健指導対象者への利用勧奨通知の作成

対象者の参加意欲が向上するよう、工夫をした利用勧奨通知を作成すること。また、利用勧奨通知には彦根市健康推進課および受託者の電話番号について記載し、利用勧奨の電話が入ることを明記しておくこと。

⑤特定保健指導で使用する指導教材の作成

指導教材の選定は事前に彦根市と十分に調整すること。

(2) 利用勧奨通知の発送

対象者に対し、特定保健指導の利用勧奨通知を発送する。利用勧奨通知は彦根市からのデータが到着次第、彦根市の封筒を用いてすみやかに発送準備を開始する。なお、発送スケジュールが遅れた場合はすみやかに彦根市へ連絡をすること。

(3) 利用勧奨

対象者に対し、特定保健指導の利用勧奨通知が到着した時点で勧奨を開始する。

本業務専用の電話番号を持ち、架電先から電話があった時には、電話受付対応ができるようにすること。

勧奨は電話で行い、彦根市から委託を受けて国民健康保険被保険者に対する業務を行っていることを伝え、対象者に不安や不信感を抱かせないよう配慮する。利用勧奨では、対象者の参加意欲が向上するよう工夫する。利用勧奨の結果、利用につながった場合は予約者名簿を作成し、すみやかに彦根市へ連絡する。

利用勧奨は、原則対象者本人とのみ電話する。本人が電話に出られない場合や、留守番電話につながった場合は、曜日や時間を変更して、できる限り対象者本人と話ができるように工夫する。勧奨の電話は勧奨期限内に最低3回実施すること。なお、勧奨期限内に連絡が取れなかった場合には、勧奨期限後すみやかに彦根市に連絡すること。なお、利用勧奨は保健師または管理栄養士の資格を有する者が行うものとする。

(4) 初回面接の実施

初回面接の実施にあたっては、以下の点に考慮し、実施をすること。

①面接は個別面接を実施する。面接時間については、利用者との信頼関係を構築するため柔軟に対応すること。

②原則として、利用者本人に直接行うこと。ただし、障害等の理由があり、本人への直接の

支援が困難な場合は、彦根市と協議の上、支援方法を決定する。

- ③体重および腹囲、血圧を測定し、自宅で正しく測定できるよう利用者に指導すること。
- ④健診結果を経年的にとらえ、健診データと身体の変化とをイメージしやすい帳票をカラーで作成し、生活習慣病予防のための生活改善につながるように工夫すること。なお、医療機関への受診が必要な者に対しては彦根市の基準値に基づき受診勧奨を行うこと。

(5) 初回面接実施後の継続支援および実績評価

面接または通信等(電話、手紙、ICT等)を利用して対象者の要望や状況に応じて行うこと。通信等を利用した実績評価を行う場合は、受託者から対象者への一方向ではなく、双方のやり取りを行い、評価に必要な情報(腹囲、体重、血圧、栄養・食生活・身体活動・喫煙)を得るものとする。また継続的な支援の最終回と一体のものとして実施しても構わない。

(6) ICTを活用した遠隔面接による特定保健指導

対象者の希望に応じ、ICTを活用した遠隔面接による特定保健指導に対応すること。ICTを活用する場合は、以下の記載事項の体制を確保すること。

- ①実施に要する機器、通信および会場等は受託者が用意すること。なお、利用者側の機器、通信などは本人の所持しているものを使用もしくは受託者から貸出をし、彦根市からは貸与しない。
- ②対面で行う場合と同様の質が確保されるようにすること。
- ③利用者に通信料、通話料等費用負担がある場合は、利用前に必ず本人に説明し、文書での承諾を得ること。
- ④情報セキュリティ対策を講じ、利用者の個人情報外部に漏洩することのない方法で行うこと。

(7) 要医療者への対応

- ①結果通知に医療機関長あて封筒が入っている者には、利用勧奨または初回面接時に医療機関への受診勧奨および封筒の説明を行うこと。
- ②彦根市が受診を確認できなかった者については随時受診勧奨を行うこと。
- ③対象者が初回面接までに医療機関を受診し服薬を開始したことが利用勧奨時や初回面接時に判明した場合、保健指導および継続支援の可否について彦根市の指定する様式で主治医に許可を得ること。許可を得た上で継続支援を実施した場合、報告書を作成し、彦根市を通して医療機関へ報告すること。
- ④初回面接後に治療を開始した利用者に対しては、特定保健指導の継続について主治医への相談を勧めること。

(8) 会場設営・撤去・誘導

指導に必要な計測機器(体重体組成計、血圧計、メジャー)および机・椅子以外の物品(指導用パンフレット、セルフモニタリング記録用紙等)は、受託者負担とする。面接に適した会場のレイアウト変更を行った場合には、使用後元通りに戻すこと。また、会場までの対象者

の誘導を行うこと。

9 脱落防止対策

ICT等の通信手段を活用するなど、対象者が参加しやすくかつ継続しやすいプログラムの工夫をする。初回面接や継続支援の過程での個別面接の欠席者に対しては、日程変更や支援方法を変更するなど、柔軟な対応をする。電話支援で不在の場合は、時間・曜日を变えて実施したり、事前に電話のつながりやすい日時を聞いておくなどの工夫をする。脱落する可能性のある利用者に対しては、適切な助言を行い、柔軟な対応で支援を行う。

10 特定保健指導中断者への対応

- (1) 異なる時間帯や曜日に複数回(原則3回以上)の勧奨を行ったにも関わらず、中断後2か月を経過した者は脱落として認定し、その旨を利用者に通知する。通知後2週間以内に利用者から再開依頼がない限り、脱落・終了と確定する。積極的支援については、脱落時点までの利用分のデータ報告及び費用請求を行う。なお、脱落確定日以降に誤って受託者による指導がなされ、彦根市へ請求があった場合、彦根市は支払わないものとする。
- (2) 初回面接実施日以降に、入院等の事由により、継続することか不適當なことが明らかになった場合については、速やかに彦根市と協議の上、彦根市が中断を認めた場合は、積極的支援については、その時点までの利用分のデータ報告及び費用請求を行う。
- (3) 保健指導中断・脱落が生じた場合は、速やかに彦根市に報告する。

11 国保資格および対象要件の確認

彦根市国民健康保険の資格(以下、「国保資格」という)および対象要件の確認について、次のとおり行うこと。

(1) 初回面談時

国保資格を有すること及び特定保健指導の対象であることを、利用者が持参する被保険者証等で確認をすること

(2) 継続支援及び実績評価時

都度、国保資格を有することを確認すること。

(3) 国保資格を喪失した場合の取り扱い

保健指導の申し込みから初回面談までの間や、支援の途中で国保資格の喪失が判明した場合は、利用者に説明をした上で支援を終了すること。ただし、やむを得ない場合の取り扱いは彦根市と別途協議することとする。

12 利用者の自己負担

動機付け支援、積極的支援ともに自己負担はないものとする。

13 保健指導の質の管理について

- (1) 保健指導実施者は受託者が直接雇用し教育すること。
- (2) 受託者は、営利目的による勧誘や募集等を行ってはいけない。

- (3) 受託者は、特定保健指導実施率が向上するように努力すること。
- (4) 保健指導の際は、帳票等を使って視覚的にわかりやすく説明を行うこと。

14 委託料の請求および支払いと実績報告

(1) 委託料の請求および支払い条件

令和6年度特定健康診査の結果により保健指導対象者となった者のうち、委託期間内に保健指導を実施した実績数に応じて支払うものとする。なお、保健指導対象者に係る記録用紙および、教材費、通信運搬費、事務用品費、備品費等については委託料に含める。

①動機付け支援

初回面接終了後 契約金額の10分の8

実績評価終了後 契約金額の10分の2

②積極的支援

初回面接終了後 契約金額の10分の4

実績評価終了後 契約金額の10分の6

(継続支援終了：契約金額の10分の5、実績評価終了：契約金額の10分の1)

③積極的支援の継続的支援実施中に脱落した場合は②の契約金額の10分の5に実施済みポイント数の割合を乗じた金額

④利用勧奨

対象者へ利用勧奨実施後

※①②については、初回面接・実績評価実施月の翌月に請求する

③については、途中終了した月の翌月に請求する

④については、利用勧奨を実施した月の翌月に請求する

(2) 実績報告

①特定保健指導

ア 面接内容の詳細な面接記録、連絡記録の報告は、下記 a～c において報告する。その際、彦根市が指定する形式で紙媒体および電子媒体で彦根市に納品する。

a 初回面接終了後

b 中間面接終了後(積極的支援のみ)

c 実績評価終了後

ただし、特別な対応が必要と判断された者については a～c に限らず速やかに彦根市に報告する。

イ 当該年度の法定報告に間に合うよう、法定報告に必要な全てのデータを、報告可能な電子媒体にて、納品する。

②利用勧奨

彦根市の指定する形式および媒体で、勧奨日時、勧奨内容、対象者の主訴等を記録し、勧奨期限後すみやかに、彦根市に報告する。ただし、特別な対応が必要と判断された者についてはその都度速やかに彦根市に報告する。

15 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項等については、受託者は彦根市と協議の上、実施する。
- (2) 彦根市が必要と判断した場合は、業務時に立ち会い検査に応じる。
- (3) 統括者として常勤の保健師または管理栄養士を1名程度選任し、彦根市との連携に努める。